

一般廃棄物(し尿及び生活雑排水)処理手数料の見直し

I し尿収集処理手数料の改定案

(1) 収集量の推計

(kl)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
し尿 浄化槽汚泥	34,315	33,339	30,630	31,518	29,534	29,196	<u>28,616</u>	<u>28,065</u>	<u>27,555</u>	<u>27,078</u>
R5~R7の平均								27,566		



1単位:36ℓに換算 765,715単位

◆H28~R3は実績値 R4年度以降はH28からの実績値推移に基づく推計値

(2) し尿収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科 目	金額(円)	構成比(%)	内 訳
① 人件費	575,955	56	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	22,570	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	188,340	18	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	130,977	13	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	119,319	11	事務諸経費(①～④合計×13%)
合 計	1,037,161	100	

(3) し尿収集原価に基づく改定率の算定

(税抜き)

1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	年間収集量 (単位) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
1,037,161	23.34	290,488,053	765,715	379.37	375.09

※稼働台数は、車両ごとの長野市分業務割合、稼働日数割合から算出

★収集原価(単位当たり) 379.37円×1.1(消費税10%)=417円(現行412円) ⇒ +5円

改定率1.21%

手数料改定案(し尿)

(円)

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごと	412	417
定額制	基本料(1世帯につき)	68	68
	人数割料(1人につき)	441	446
	月2回以上(1回につき)	485	490
	便槽2箇所以上(1箇所につき)	338	342
特別加算料	40m以上60m未満	338	342
	60m以上	467	472

※定額制、特別加算料の改定額は、現行額×改定率1.21%としたもの。

Ⅱ 生活雑排水処理手数料の改定案

(1) 清掃基数の推計

(基)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
簡易浄化槽 清掃基数	9,514	8,297	7,371	6,534	5,957	5,486	<u>5,440</u>	<u>5,221</u>	<u>5,035</u>	<u>4,874</u>
R5～R7の平均								5,043		

◆ H28～R3は実績値 R4年度以降はH28からの実績値推移に基づく推計値

(2) 生活雑排水収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科 目	金額(円)	構成比(%)	内 訳
① 人件費	546,669	55	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	21,253	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	211,540	21	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	93,332	10	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	113,463	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合 計	986,257	100	

(3) 生活雑排水収集原価に基づく改定率の算定

(税抜き)

1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	清掃基数 (基) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
986,257	1.50	17,752,626	5,043	3,520.25	3,206.29

※稼働台数は、稼働日数割合から算出

★収集原価(1基当たり) 3,520.25円×1.1(消費税10%)=3,872円(現行3,526円) ⇒ +346円

改定率9.81%

改定案(生活雑排水)手数料

(円)

区 分 (浄化槽容量)	費用総額 A	市補助金 B	手数料(A-B)	
			現行額	改定額
100ℓ未満	1,786	893	813	893
100ℓ以上150ℓ未満	2,322	1161	1057	1,161
150ℓ以上200ℓ未満	2,858	1429	1,301	1,429
200ℓ以上50ℓごとの加算額	536	268	244	268

■改定額算定方法(各区分)

費用総額(現行) × 改定率9.81% = 費用総額 A

費用総額 A × 1/2 = 手数料改定額(黄色)

◆定期清掃(※汚泥の収集運搬)促進により水質保全を図るため、市は費用の50%を補助し、手数料を軽減している。

◆負担割合50%は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を参考に公益・私益性の度合いを勘案。

Ⅲ 今後のスケジュール

令和4年	10月	第3回審議会(改定案 答申審議)
	10月	市長へ答申
	12月	市議会(条例改正案提出)
令和5年	4月1日	条例施行(新手数料)

前回(R2)改定時の答申

別紙1 市長への答申